

**農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想（案）**

令和5年9月

群馬県邑楽郡千代田町

# 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
第 6	その他	13

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 町は群馬県の東南部、利根川沿岸に位置し、その立地条件を生かした米麦二毛作を主体として、畜産、花木、野菜等多岐にわたる経営を行っている。農家戸数は、高齢化・後継者不足などに伴い年々減少しており、労働力も低下の傾向にある。この状況から、農地の流動化を核とした個別経営の強化と農業機械等の共同利用組織化による労働生産性の向上を図った低コスト農業の確立を目指す。また、このような農業生産の基盤となる優良農地の確保及び耕作放棄地の解消に努め、農業振興地域整備計画に即した農村地域の秩序ある土地利用を促進する。
- 2 町の農業構造については、戦後の日本経済の発展と比例する形で兼業化が進み、土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化している。また、農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、農地の資産的保有傾向の強い第二種兼業農家から規模拡大志向農家への農地の貸借や、高齢化が進んだ兼業農家の機械更新時や世代交代を機に、農地の流動化による集積を促進する。
- 3 町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、町及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保し得る効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり400万円 (1農業経営体当たり600万円)

- 4 町は、将来の農業を担う農業経営者が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長する事を旨として、意欲と能力のある農業経営者を支援するため農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は、隣接する市町とともに、農業協同組合、農業指導センター等の連携の下に適切な指導を行うため、町農業再生協議会を中心に、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や集団組織及びその周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の提示を行い農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるよう誘導する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化

を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組みよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業の受託を進めることで意欲的な農業経営の規模拡大と所得の向上に資するように努める。

また、既存の生産組織については農地所有適格法人等の組織経営体へ発展する母体として重要な要素を持っていることから、オペレーターの育成、受委託の促進を図り、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化が進み体制が整ったものについては法人形態への誘導を推進する。特に東地区における集落単位での生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家等の間で土地や補助労働力の提供などによる役割分担を明確化し、効率的かつ安定的な農業経営を目標とする農業者、その他兼業農家等にも諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

中でも、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への利用集積やその他の支援措置についても関係機関・関係団体の協力の下に認定農業者に集中的かつ重点的に実施するよう努めることとする。

これにより、地域面での広がりを対象とした土地改良事業の実施に当たり、当該実施地区において経営を展開している認定農業者に十分配慮し、経営展開に資するよう事業計画の策定等においても、経営体育成の観点から十分検討を行う。

更に農村女性の農業への参画を促進し、農業・農村両面における環境整備や農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を進める。また、高齢農業者においてはその有する技術や能力を活かし、生きがいを持って農業活動が出来る環境づくりを進めるとともに、高齢者を地域ぐるみで支える福祉体制を構築し、地域農業や地域社会における高齢者の役割を明確にして、それを踏まえた農業関連活動を支援する。

- 5 町は、町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を農業指導センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模経営を目指す畜産経営農家においては、適切な資金計画の下に畜産環境にも対応した施設への投資を行っていくため、各種融資制度について関係金融機関と協力し、資金計画に係る適切な指導を実施する。

また、同地区で稲作単一からの脱却を図ろうとする農業者に対しては、新規の集約的作目を図るため、市場関係者や農協担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略的振興作目を選定した上で適切な指導を行い、水稻と組み合わせた複合経営の発展に結びつくように努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の現状については、過去5年間、年間1名前後とほぼ横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である米麦の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。このような状況を踏まえ、町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将

来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

なお、国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や群馬県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間170人を踏まえ、町においては年間2人の当該青年等の確保を目指し、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させることを目標とする。

また、労働時間・農業所得に関する数値目標は、町及びその周辺市町において現に成立している優良な農業経営の事例を踏まえ、主たる従事者が他産業従事者と遜色ない年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得）を目標とする。

目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1,750～2,000時間
目標年間農業所得	主たる従事者1人当たり200万円 (1農業経営体当たり300万円)

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構によるマッチングを行うこととし、技術・経営面については農業指導センターや指導農業士、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

今後は、町の全域において新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を積極的に進め、農業協同組合、農業指導センター等と連携し、米麦の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにし、就農者の定着を支援する。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

## 〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>水稻 + 麦</p>	<p>&lt;作付面積等&gt;            水稻 = 9 ha            麦類 = 1.5 ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;            1.5 ha            うち 1.3 ha は通年借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            (大型機械化一貫体系)            ・トラクター(65 + 45ps)            ・田植機(側条 6 条)            ・自脱型コンバイン(6 条)            ・トラック(1 t, 軽)            ・乗用管理機スプレー付</p> <p>&lt;その他&gt;            ・側条施肥田植機の利用施肥作業の省力化と削減            ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数の削減と省力化            ・水稻・麦とも乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積により団地化を図る</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する</li> <li>・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を 1/2 以上用意する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0 人</li> <li>・夏期と秋期の臨時雇用の確保</li> <li>・農繁期中の 1 日当りの労働時間は 10 時間以内にとどめる</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>
<p>露地野菜(ハクサイ、ニガウリ、ネギ) + 水稻 + 麦</p>	<p>&lt;作付面積&gt;            ハクサイ = 1 ha            ニガウリ = 0.1 ha            春まきネギ = 0.1 ha            水稻 = 3 ha            麦類 = 5 ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;            6.6 ha            うち 4 ha は通年借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;            (中型機械化体系)            ・トラクター(65、8ps)            ・田植機(4 条)            ・自脱型コンバイン(4 条)            ・動力噴霧機・マルチャー            ・軽トラ</p> <p>&lt;その他&gt;            ・水稻・麦とも乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・良質堆肥の投入と有機質主体の施肥による有利販売</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> <li>・ニガウリの導入については転作田を活用し、ブランド野菜として販売する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0 人</li> <li>・収穫・調製作業に対するパートの雇用</li> <li>・定期的休日の確保</li> <li>・家族経営協定の締結</li> </ul>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農+ 水稲	<p>&lt; 飼養頭数 &gt;            経産牛 32頭            育成牛 18頭</p> <p>&lt; 作付面積 &gt;            水稲 = 1ha            飼料作物 = 2ha</p> <p>&lt; 経営面積 &gt;            3ha</p>	<p>&lt; 資本装備 &gt;            ・パイプラインミルク方式            ・牛舎・付属施設            ・バルクレー            ・トラクター(50、25ps)            ・堆肥化施設            ・田植機(2条)            ・自脱型コンバイン(2条)            ・動力噴霧機</p> <p>&lt; その他 &gt;            ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進            ・育成牛は公共育成牧場に夏期放牧            ・種農家との連携促進            ・水稲の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<p>・パソコン活用による経営分析</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</p>	<p>・基幹労力 2.0人            ・補助労力 0.5人</p> <p>・ヘルパーの活用による休日制の導入</p> <p>・給料制の導入</p> <p>・家族経営協定の締結</p>
肉牛( 肉用交雑 牛肥育) + 水稲 + 麦	<p>&lt; 飼養頭数 &gt;            肥育牛 100頭</p> <p>&lt; 作付面積 &gt;            水稲 = 1.2ha            麦類 = 1ha</p> <p>&lt; 経営面積 &gt;            2ha</p>	<p>&lt; 資本装備 &gt;            群飼育            ・個体別管理哺育舎            ・群飼育舎            ・シヨベルローダー            ・大型扇風機            ・飼料貯蔵庫            ・堆肥舎            ・田植機(2条)            ・自脱型コンバイン(2条)            ・動力噴霧機</p> <p>&lt; その他 &gt;            ・素牛は過肥のものを避ける            ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進            ・水稲・麦とも乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p>	<p>・出荷データ管理</p> <p>・市況情報管理</p> <p>・複式簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p>	<p>・基幹労力 2.0人</p> <p>・休日制の導入</p> <p>・給料制の導入</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+麦	<p>&lt;作付面積等&gt;                      水稻 = 7 ha                      麦類 = 9 ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;                      9 ha                      すべて通年借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;                      (大型機械化一貫体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(65ps)</li> <li>・田植機(側条6条)</li> <li>・自脱型コンバイン(5条)</li> <li>・トラック(1t,軽)</li> <li>・乗用管理機スプレー付</li> <li>・フロントローダー</li> <li>・ドライブシャフト-2.2m</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・側条施肥田植機の利用による施肥作業の省力化と削減</li> <li>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化</li> <li>・水稻・麦とも乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地集積により団地化を図る</li> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する</li> <li>・農機具の耐用年数の延長に努め、更新に当たっては自己資金を1/2以上用意する</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・家族経営協定の締結</li> <li>・定期的な休日の確保</li> <li>・夏期と秋期の臨時雇用の確保</li> </ul>
露地野菜(ナス、ハクサイ)	<p>&lt;作付面積&gt;                      ハクサイ =1.2ha                      ナス =0.2ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;                      1.4ha                      すべて通年借地</p>	<p>&lt;資本装備&gt;                      (中型機械化体系)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター(31ps)</li> <li>・移植機</li> <li>・動力噴霧機</li> <li>・マルチャー</li> <li>・トラック(軽)</li> <li>・ブロードキャスター</li> <li>・管理機</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産</li> <li>・ハクサイは年内どり作型等作期の拡大による生産安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</li> <li>・地域内農家との連携を深め借地経営としての安定性を確保する</li> <li>・簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹労力 2.0人</li> <li>・収穫・調整作業に対するパートの雇用</li> <li>・家族経営協定の締結</li> <li>・定期的な休日の確保</li> </ul>

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町の特産品である米麦などの農畜産物を安定的に生産し、町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、町の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 町が主体的に行う取組

町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、町が主体となって、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して農業再生協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

町は、群馬県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体

的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、町農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、群馬県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、町の区域内において後継者がいない場合は、群馬県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。（目標年次は概ね10年先とする。）

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
70.0%	

効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

#### 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

西地区では、米麦二毛作を主体とする土地利用型農業が盛んであり、担い手への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られていない。また、東地区の水稻一毛作地帯では、用排水路等の整備も遅れ、後継者不足も著しく担い手の育

成も図られていないため、利用集積が進んでいない。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため第4に掲げる事業等の実施を図っていく。

(3) 関係団体等との連携体制

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

町は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、町の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア 西地区においては、年々、工業化、住宅化が進んでいるために、第二種兼業化、離農が今後とも増加傾向にあり、担い手不足が予想されるため利用権設定事業を重点的に推進し、遊休農地の発生予防及び解消に努める。
- イ 東地区においては、工業等の開発が進んでいるが、米麦作を中心とした町の主要穀倉地帯であり、特に農用地利用改善事業を推進し、農用地利用改善団体の活動をより一層活性化する。このことによって、担い手不足により多発している遊休農地の解消に努め、複合経営、規模拡大を促し、地域農業を振興する。

### 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である米麦の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。

参加者については、農業者、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間

管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、群馬県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置すること。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ること。

町は、地域計画の策定に当たって、群馬県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて農地中間管理機構に対する利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施すること。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

(2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

町は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への提示により公告する。

から の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5)の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

町は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があ

った場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勸奨等

（5）の の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （8）農用地利用改善事業の指導、援助

町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

町は、（5）の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人群馬県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （1）農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な

促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年6月20日から施行する。
- 2 この改正基本構想は、平成21年3月1日から施行する。
- 3 この改正基本構想は、平成22年6月1日から施行する。
- 4 この改正基本構想は、平成24年2月1日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和3年12月31日から施行する。
- 8 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

